

「武蔵野市内における感染者発生時の公表の考え方」の改定について

令和4年9月26日以降、新型コロナウイルス感染症の発生届出対象者が限定される取扱いの変更があったため、「武蔵野市内における感染者発生時の公表の考え方（第4版）」のうち、感染者の定義について下記のとおり変更を行う。

※なお、みなし陽性については、これまでも「検査陽性判明者等」として公表の対象に含めていたが、今回の変更に伴い改めて追記をした。

令和4年9月27日改定
武蔵野市

武蔵野市内における感染者発生時の公表の考え方（第5版）

感染者（※）の公表について

感染者の公表は保健所を所管する自治体は独自で行えますが、保健所を所管していない武蔵野市で感染者が確認された場合は、東京都が感染者からのヒアリングや感染者の公表をすることになっています。このため、武蔵野市公式ホームページは東京都の公表を基に作成しています。

保健所は、都道府県、政令指定都市、特別区その他、中核市で設置でき、東京都の場合、東京都と特別区、八王子市、町田市が保健所を設置しています。武蔵野市を管轄する保健所は、東京都多摩府中保健所（以下「保健所」という。）となります。

（※）新型コロナウイルス感染症検査陽性判明者~~で保健所に発生届が提出された者~~（みなし陽性含む）とします。

市職員等や市が管理者である施設等で感染者が発生した場合及び東京都が公表した市内の感染者数等は、次のとおり公表いたします。

1 目的

市が発生状況等の情報を公表することにより、市内における感染拡大を防止し、感染症による健康リスクが個人や社会に与える影響を最小限にとどめ、もって市民の安全で安心な生活を維持することを目的とする。

2 公表の対象

① 市職員等が感染した場合

※市職員等とは、市職員、市議会議員、市立学校教職員及び市の財政援助出資団体の職員をいう。

② 市施設等で感染が発生した場合

※市施設等とは、市立施設のほか市の財政援助出資団体により運営を行う施設をいう。

③ 市が当該事業について指導監督権限を有している施設等で感染が発生した場合

例：認可保育所、介護保険施設等

④ 市が公表することにより、感染拡大防止に著しく寄与すると認められる場合

3 同意の原則

公表にあたっては、個人情報保護条例等の趣旨に鑑み、感染者及び事業者等のプライバシーの保護に十分配慮するとともに、原則として感染者（未成年の場合は保護者）や関係者（以下「感染者等」という。）の同意を得た情報について公表する。

4 同意が得られない場合の特例

市内で同時期に、同一の場所（家庭内感染は除く。）で複数の感染者が発生し、濃厚接触者が特定できないなど、市民への感染拡大が強く懸念される場合、市は保健所等と協議のうえ、感染者等の同意が得られなくても、感染に関する情報を公表することがある。

5 公表内容

以下のうち、必要な情報を公表する。

- ① 東京都が公表した市内の感染者数、療養状況別の人数など
- ② 市職員及び市が管理する施設等の感染者の人数など
- ③ その他公衆衛生上の対策として、必要と認められる事項

6 公表の方法

以下のうち、必要な方法で情報を公表する。

- ① 市公式ホームページ
- ② プレスリリース
- ③ その他の方法

7 その他

- ① 公表にあたっては、濃厚接触の状況や感染拡大のリスク等を総合的に勘案し、公表内容について個別に検討し判断する。
- ② 本考え方については、今後の感染者発生の変向などを踏まえ、適宜見直しを行うものとする。